

交通災害共済事業細則

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合（以下「組合」という。）は、交通災害共済事業規約（以下「規約」という。）第66条（細則）にもとづき、この細則を定める。

(親族の範囲)

第2条 規約第2条（定義）第16号中「親族」とは、組合員の6親等以内の血族及び3親等以内の姻族をいう。

(校舎又は教育関係の公衆建物の廊下)

第3条 規約第2条（定義）第5号⑥に定める「教育関係の公衆建物」とは、学校・図書館・博物館・公民館その他の教育機関（教育に関する専門的、技術的事項の研究または教育関係職員の研修、健保もしくは福利厚生に関する施設等。）のことをいう。

2 規約第2条（定義）第5号⑥に定める「廊下」とは、つぎの各号に掲げるものとし、校庭は含まないものとする。

- (1) 同一建造物内の室と室とを連絡する通路で、片側廊下・中廊下・階段
- (2) 建造物と建造物とを連絡する渡り廊下
- (3) 前各号に規定する以外のもので、特に理事会が廊下に準ずるものとして指定した場所

(共済契約者と同一世帯に属する者)

第4条 規約第7条（被共済者の範囲）に定める「生計を一にする同居の親族」において、組合員が単身赴任で別居する場合は、学校長の証明書および住民票があれば同居とみなす。

2 規約第7条（被共済者の範囲）第2号に定める「別居の未婚の子」とは、下宿中の学生をいう。

(契約方法)

第5条 個人型及び家族型を重複して契約することはできないものとする。なお、同一世帯内に組合員が複数いる場合においても同様とする。

(共済証書の裏書)

第6条 規約第44条（残存共済金額）第2項に規定する共済証書への記入は、給付決定書にて代用できるものとする。

(障害共済金)

第7条 規約第41条（障害共済金）第1項にいう障害が自動車損害賠償責任保険にて身体障害等級が認定されている場合は、これを準用し、障害共済金を支払う。

(共済金請求のための書類)

第8条 規約第20条（共済金の請求）の規定による共済金請求の場合の添付書類は、つぎのものとする。

提出書類	(1) 共 済 金 請 求 書	(2) 交 通 事 故 証 明 書	(3) 死 亡 診 断 書	(4) 医 師 の 治 療 証 明 書	(5) 戸 籍 謄 本	(6) 共 済 金 受 取 人 の 印 鑑 証 明 書	(7) そ の 他 の 必 要 書 類
共済金の種類							
死亡共済金	○	○	○		○	○	○
障害共済金	○	○		○			○
療養共済金	○	○		○			○

2 前項に定める医師の治療証明書とは、共済金の種類に応じてつぎの事項が記載されたものとする。

(1) 障害共済金

障害の程度が証明できるもの

(2) 療養共済金

傷害の程度を詳記したもの

(3) 療養共済金（規約第42条（療養共済金）第2項(3)および第3項(3)に定めるものに限る。）

就労不能期間を明示したもの

3 前項第3号にかかわらず、規約第42条（療養共済金）第2項(3)および第3項(3)に定める療養共済金の請求の場合には、就労不能期間を明示した医師の治療証明書を所属長による休業証明書に代えることができる。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、この組合が認めたときは、共済金請求の場合の添付書類の一部を省略できるものとする。

（交通事故証明書）

第9条 前条（共済金請求のための書類）に定める交通事故証明書は、つぎの各号に定めるいずれかのものとする。

(1) 自動車安全運転センターの証明書

(2) 列車、駅構内等における事故によって傷害をうけた場合は、鉄道公安官、専務車掌または駅長もしくは助役の証明書

- (3) 航空機、船舶の事故によって傷害をうけた場合は、機長、船長、事務長または会社代表者の証明書
- (4) エレベーター、エスカレーター等の事故、建造物の倒壊、物の落下による事故によって傷害をうけた場合は、その建物等の管理者の証明書
- (5) 交通事故によって傷害をうけた場合は、自動車損害賠償責任共済（保険）支払通知書の写し
- (6) 道路通行中等の事故によって傷害をうけた場合は、その道路等の管理者の証明書。但し、私道にあつては公共機関の証明書
- (7) 交通事故であつて自動車安全運転センター各都道府県事務所の交通事故証明書を徴しえない場合は、救急自動車の出動証明書または労働者災害補償保険請求書ならびに支給決定・支払通知書の写し、公務上の交通事故の場合は、公務災害認定書の写し
- (8) 校舎又は教育関係の公衆建物の廊下の事故は、所属する公的機関の長の証明書
- (9) その他この組合が認めるもの

（共済契約者による任意解約の手続き）

第10条 共済契約者は、規約第29条（共済契約の解約）の規定により共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名のうえ、この組合に提出しなければならない。

（共済証書再発行の手続）

第11条 共済契約者は、共済証書を紛失したときは、その旨をこの組合に申し出て共済証書の再発行を受けることができる。

2 前項の申し出は文書をもってしなければならない。

（改 廃）

第12条 この細則の変更および廃止は、理事会の決議を経るものとする。

付 則

1 この細則は、1987年1月1日より施行する。

2 この改正細則は、1988年1月1日より施行する。（改正第9条）

3 この改正細則は、1996年3月26日から施行する。（改正第2条、第3条、第4条、第7条第2項・3項、第9条、第10条、第13条第1項、第14条、第17条）

4 この改正細則は、1996年4月1日から施行する。（改正第1条）

5 この改正細則は、2001年1月1日から施行する。

6 この細則は、2010年3月26日から施行し、2010年4月1日以後に発効する共済契約（更新契約を含む。）から適用する。

7 この改正細則は、2017年1月1日から施行する。

8 この細則の一部改正は、2017年9月1日から施行し、2017年9月1日から適用する。